

○防衛省告示第六十七号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の規定に基づき、防衛大臣が指定する施設として次のものを指定したので、同令第十九条の規定により、告示する。

令和五年三月三十一日

防衛大臣 浜田 靖一

汚水进行处理するための施設

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。